

租税に関する訴訟の補佐人制度

筑波大学大学院

《講座について》

1. 講座（科目）概要（予定）

本講座は、納税者の権利を救済するため、税務訴訟において専門知識を駆使して税務に関する専門家の立場から弁護士の訴訟活動を補佐し、陳述活動のできる会員を育成することを目的としたものです。

（１）民事訴訟法（講師：大渕真喜子氏）

（２）租税争訟法（講師：大野雅人氏）

（３）租税手続法（講師：大野雅人氏）

※ 当講座は、一般院生、社会人聴講生等との受講となり、授業方式は講義形式になります。なお、模擬裁判の実施の予定はありません。

※ 他の科目も出願可能です（有料）

2. 履修期間

履修期間は、春学期（４月～７月）及び秋学期（１０月～１月）とします。

3. 授業時間

土曜日の午後に週１回行うことを原則とします（春学期１０回、秋学期１０回を予定）。ただし、大学院の都合で変更されることがあります。

4. 修了要件等

特設講座を修了するには、学期中に行われる試験、レポート等による試験等の結果及び出席日数（履修科目取得の最も重要な要件となります）を加味した総合評価により、合格とされます。なお、本人の申請に基づき大学院から「単位修得（成績）証明書」が発行されます。

《申込について》

1. 対象者

会員のうち、本会会長が推薦した者としてします。推薦は本会の審査により決定します。

※既に筑波大学大学院で修了された会員は、再受講はできません。

2. 申込方法

受講希望者は、本会事務局にお電話ください(TEL048-643-1661 担当:業務課・佐藤)。
申込書をお送りいたしますので、下記の書類に必要事項を記入し、本会にご郵送ください。

①「租税に関する訴訟の補佐人制度」大学院等特設講座受講申込書

②学歴・職歴に関する資料（学歴は、高等学校卒業から記載してください）

③小論文

本特設講座を受講することの（本人にとっての）意義・目的、並びに、法学専攻者向け大学院で勉強するに当たっての心構え（法学に関する知識の有無・程度を含む）について、A4判ワープロ横書きとし、1枚あたり1,400字（40字×35行）で2～3枚にまとめてください（1枚目に氏名を記載してください）。

※申込後の推薦辞退は原則として認められませんのでご了承の上、お申込みください。

3. 提出期限 平成27年1月26日（月）必着

4. 定員数 2名（関東信越税理士会）

5. 通学地 筑波大学大学院 東京キャンパス文京校舎

東京都文京区大塚3-29-1（地下鉄茗荷谷駅から徒歩3分）

6. 諸費用（平成26年度納付額）

筑波大学大学院（ビジネス科学研究科）【研修時間：60時間】

（検定料）（入学料）（授業料）

9,800円＋28,200円＋14,800円×4単位＝97,200円

※金額に一部改定があった場合は、改定後の金額を納付願います。